

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第21号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件) 第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた工場に付随する工場を設置するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。）。</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 企業がその所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合は、<u>アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する工場の生産施設（物の製造工程又は加工工程を形成する機械及び装置が専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する工場の生産施設の面積より増加すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた試験研究施設に付随する試験研究施設を設置するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。）。</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 企業がその所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合は、<u>アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積が廃止する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積より増加すること。</u></p> <p>(3) <u>情報処理関連施設（情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業をいう。以下この号において同じ。）</u> 次に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>(指定の要件) 第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工場 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 企業がその所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合は、<u>ア及びイ</u>に掲げるもののほか、新たに設置する工場の生産施設（物の製造工程又は加工工程を形成する機械及び装置が専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する工場の生産施設の面積より増加すること。</p> <p>(2) 試験研究施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 企業がその所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合は、<u>ア及びイ</u>に掲げるもののほか、新たに設置する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積が廃止する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積より増加すること。</p> <p>(3) 情報処理関連施設（<u>コールセンターを除く。</u>以下この号において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。</p>

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた情報処理関連施設（データセンター、コールセンター及び事務処理センターを含む。）に付随する情報処理関連施設を設置するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。）。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が5人以上であること。

ウ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の座席数（情報処理の用に供される端末機器を備えた座席の数をいう。以下同じ。）が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(4) 情報処理関連施設（データセンター、コールセンター及び事務処理センターをいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた情報処理関連施設（情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業を含む。）に付随する情報処理関連施設を設置するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。）。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。

(イ) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者のうち県内の学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、特別支援学校の中学部若しくは高等部、大学、高等専門学校又は専修学校をいう。以下同じ。）を卒業し、又は修了したものの数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者のうち県内の学校等を卒業し、又は修了したものの数の平均が5人以上であること。

イ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の座席数（情報処理の用に供される端末機器を備えた座席の数をいう。以下同じ。）が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(4) 情報処理関連施設（コールセンターに限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が50人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が50人以上であること。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内においては、助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が25人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が25

ウ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の座席数が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(5) 略

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設を設置するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。）。

イ・ウ 略

エ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設（物資の包装、荷役又は保管に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(6) 略

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設を設置するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。）。

イ 略

ウ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(7) 略

ア 過去において条例第5条第1項の助成金の交付を受けた地方拠点強化施設に付随する地方拠点強化施設を設置するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合を除く。）。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者（期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。以下イ及び別表5の表において同じ。）の数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者の在職者数の平均が5人以上であること。

人以上であること。

イ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の座席数が廃止する情報処理関連施設の座席数より増加すること。

(5) 物流拠点施設（次号に定めるものを除く。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア・イ 略

ウ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設（物資の包装、荷役又は保管に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(6) 物流拠点施設（賃貸する目的で設置するものに限る。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 略

イ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(7) 地方拠点強化施設 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 助成金の交付申請時の新規常用雇用者（期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。以下ア及び別表5の表において同じ。）の数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者の在職者数の平均が5人以上であること。

ウ 企業がその所有する県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する地方拠点強化施設の本社機能業務（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条各号に掲げる特定業務施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務又はこれらに類する業務をいう。以下同じ。）の用に直接供される部分の面積が廃止する地方拠点強化施設の本社機能業務の用に直接供される部分の面積より増加すること。

(8)・(9) 略

(指定の申請)

第5条 略

(1)～(6) 略

(7) 過去の助成金交付の有無

(8) その他知事が必要と認める事項

2～4 略

附 則

(この規則の失効)

4 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第12条関係）

1 工場の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項におい

イ 企業がその所有する県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する地方拠点強化施設の本社機能業務（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条各号に掲げる特定業務施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務又はこれらに類する業務をいう。以下同じ。）の用に直接供される部分の面積が廃止する地方拠点強化施設の本社機能業務の用に直接供される部分の面積より増加すること。

(8)・(9) 略

(指定の申請)

第5条 条例第3条第3項の規定による申請は、当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した助成措置対象企業指定申請書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。

(1)～(6) 略

(7) その他知事が必要と認める事項

2～4 略

附 則

(この規則の失効)

4 この規則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第12条関係）

1 工場の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10（

<p>2 その他の場合</p>	<p>て同じ。)に100分の10(特定分野工場にあっては、100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあっては、100分の30))を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5(特定分野工場にあっては、100分の10(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあっては、100分の25))を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の10(特定分野工場にあっては、100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあっては、100分の30))を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5(特定分野工場にあっては、100分の10(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあっては、100分の25))を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p>
-----------------	--

備考
略

2 試験研究施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額(土地の取得価額に

<p>2 その他の場合</p>	<p>特定分野工場にあっては、100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあっては、100分の30))を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の10(特定分野工場にあっては、100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の製造工場にあっては、100分の30))を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p>
-----------------	--

備考
略

2 試験研究施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額(土地の取得価額に

については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の30)を乗じて得た額。ただし、投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の25)を乗じて得た額とする。

2 その他の場合

(2) 略
次に掲げる額の合計額

(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の30)を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の25)を乗じて得た額とする。

(2) 略

備考 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業、及びインターネット附随サービス業

区分	算定額
1 業務の開始の日	次に掲げる額の合計額

については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の30)を乗じて得た額

2 その他の場合

(2) 略
次に掲げる額の合計額

(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の15(希少糖又は希少糖を製造するための酵素等の試験研究施設にあっては、100分の30)を乗じて得た額

(2) 略

備考 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア コールセンター以外の情報処理関連施設

区分	算定額
1 業務の開始の日	次に掲げる額の合計額

から1年を経過した
場合

- (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限り、以下この項において同じ。）に100分の15を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。
- (2) 事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）
- (3) 通信機器賃借料（知事の認めるものに限る。）の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）
- (4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に50万円を乗じて得た額から250万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）

2 業務の開始の日
から2年及び3年
を経過した場合

事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額
（上限2,000万円）

備考 略

イ データセンター、コールセンター及び事務処理センター

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額 (業務の開始の日前3年から業務の開始の

から1年を経過し
た場合

- (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限り、）に100分の10を乗じて得た額
- (2) 事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額（第4条第3号アに該当する場合にあっては上限2,000万円、同号イに該当する場合にあっては上限1,000万円）
- (3) 通信機器賃借料（知事の認めるものに限る。）の年額の2分の1に相当する額（第4条第3号アに該当する場合にあっては上限2,000万円、同号イに該当する場合にあっては上限1,000万円）
- (4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に50万円を乗じて得た額から500万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）

2 業務の開始の日
から2年及び3年
を経過した場合

事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額
（第4条第3号アに該当する場合にあっては
上限2,000万円、同号イに該当する場合にあ
っては上限1,000万円）

備考 略

イ コールセンター

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額 (業務の開始の日前3年から業務の開始の

2 業務の開始の日から2年を経過した場合

次に掲げる額の合計額

日後1年を経過する日までの間に取得したものに限る。以下この項において同じ。)に100分の15を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。

(2)～(4) 略

(5) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数との平均のいずれか少ない方の人数に30万円を乗じて得た額から300万円を減じて得た額(負の場合は、0円とする。)

(1)・(2) 略

(3) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数との平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(5)に規定する人数(同項の助成金の交付申請がない場合は、10人とする。)を減じた人数(負の場合は、0人とする。)に30万円を乗じて得た額

2 業務の開始の日から2年を経過した場合

次に掲げる額の合計額

日後1年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に100分の10を乗じて得た額

(2)～(4) 略

(5) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数との平均のいずれか少ない方の人数に30万円を乗じて得た額

(6) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者数との平均のいずれか少ない方の人数に15万円を乗じて得た額

(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日後1年を経過した日の翌日から業務の開始の日後2年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に100分の10を乗じて得た額

(2)・(3) 略

(4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数との平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(5)に規定する人数を減じた人数(負の場合は、0人とする。)に30万円を乗じて得た額

(5) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者数との平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(6)に規定する人数を減じた人数(負の場合は、0人とする。)

3 業務の開始の日から3年を経過した場合

次に掲げる額の合計額

(1)・(2) 略

(3) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数との平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(5)に規定する人数(同項の助成金の交付申請がない場合は、10人とする。)と2の項の(3)に規定する人数を合計した人数を減じた人数(負の場合は、0人とする。)に30万円を乗じて得た額

備考 略

4 物流拠点施設の助成金の算定

ア 物流拠点施設(イに定めるものを除く。)

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限り。以下この項において同じ。)

3 業務の開始の日から3年を経過した場合

に15万円を乗じて得た額
次に掲げる額の合計額

(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日後2年を経過した日の翌日から業務の開始の日後3年を経過する日までの間に取得したものに限り。)に100分の10を乗じて得た額

(2)・(3) 略

(4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数との平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(5)に規定する人数と2の項の(4)に規定する人数を合計した人数を減じた人数(負の場合は、0人とする。)に30万円を乗じて得た額

(5) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者数との平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(6)に規定する人数と2の項の(5)に規定する人数を合計した人数を減じた人数(負の場合は、0人とする。)に15万円を乗じて得た額

備考 略

4 物流拠点施設の助成金の算定

ア 物流拠点施設(イに定めるものを除く。)

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限り。)に100分の10を乗じて得た

2	その他の場合	<p>に100分の10を乗じて得た額。ただし、<u>投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の10を乗じて得た額。ただし、<u>土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2) 略</p>
---	--------	---

備考 略
イ 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
<p>1 県の管理する土地に設置する場合</p> <p>(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の15を乗じて得た額。ただし、<u>投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。</u></p> <p>イ～オ 略</p>
(2) 略	

2	その他の場合	<p>額</p> <p>(2) 略</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p>
---	--------	---

備考 略
イ 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
<p>1 県の管理する土地に設置する場合</p> <p>(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限る。）に100分の15を乗じて得た額</p> <p>イ～オ 略</p>
(2) 略	

2 その他の場合

(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合

次に掲げる額の合計額

ア 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限る。以下この項において同じ。）に100分の15を乗じて得た額。ただし、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円を超える場合は、その超える額については、100分の10を乗じて得た額とする。

イ～オ 略

(2) 略

備考 略

6 略

2 その他の場合

(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合

次に掲げる額の合計額

ア 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限る。）に100分の15を乗じて得た額

イ～オ 略

(2) 略

備考 略

6 略

第1号様式(第5条関係)
(その1)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(工場)

香川県知事

殿

年 月 日

申請者

所在地

名称

代表者の氏名

㊤

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 工場の名称
- 2 工場の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
生 産 施 設 の 面 積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合にあっては、業務を廃止する工場の敷地面積、建築面積及び生産施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額

土 地	円 (m ² 、	年 月 日取得)	円
家 屋	円			
償却資産	円			

5 従業員数

新規常用雇用者の数 人

6 設置計画

- (1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 過去の助成金交付の有無

有 無

(1) 交付決定年月日

(2) 工場の名称

(3) 工場の所在地

8 添付図書目録

第1号様式(第5条関係)
(その1)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(工場)

香川県知事

殿

年 月 日

申請者

所在地

名称

代表者の氏名

㊤

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 工場の名称
- 2 工場の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
生 産 施 設 の 面 積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合にあっては、業務を廃止する工場の敷地面積、建築面積及び生産施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額

土 地	円 (m ² 、	年 月 日取得)	円
家 屋	円			
償却資産	円			

5 従業員数

新規常用雇用者の数 人

6 設置計画

- (1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書目録

(その2)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(試験研究施設)

香川県知事

殿

年 月 日

申請者

所在地

名称

代表者の氏名

㊦

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 試験研究施設の名称
- 2 試験研究施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
試験研究の用に直接供される部分の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する試験研究施設の敷地面積、建築面積及び試験研究の用に直接供される部分の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額

土地	円 (m ² ,	年 月 日取得)	円
家屋	円			
償却資産	円			

5 従業員数

新規常用雇用の数 人

6 設置計画

- (1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 過去の助成金交付の有無

有 無

- (1) 交付決定年月日
- (2) 試験研究施設の名称
- (3) 試験研究施設の所在地

8 添付図書の日録

(その2)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(試験研究施設)

香川県知事

殿

年 月 日

申請者

所在地

名称

代表者の氏名

㊦

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 試験研究施設の名称
- 2 試験研究施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
試験研究の用に直接供される部分の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する試験研究施設の敷地面積、建築面積及び試験研究の用に直接供される部分の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額

土地	円 (m ² ,	年 月 日取得)	円
家屋	円			
償却資産	円			

5 従業員数

新規常用雇用の数 人

6 設置計画

- (1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書の日録

(その3)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (情報処理関連施設)

香川県知事 殿

年 月 日

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
2 情報処理関連施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, 端末機器を有する座席数.

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合には、業務を廃止する情報処理関連施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に供される端末機器を備えた座席数を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額
土地 円 (m^2, 年 月 日取得)
家屋 円
償却資産 円

5 賃借料 (年間)
事務所 円
機器 (5年以上のリースに限る。) 円

6 従業員数
新規常用雇用の数 人

7 設置計画
(1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
(2) 完成予定年月日 年 月 日
(3) 業務開始予定年月日 年 月 日

8 過去の助成金交付の有無 有 無
(1) 交付決定年月日
(2) 情報処理関連施設の名称
(3) 情報処理関連施設の所在地

9 添付図書目録

(その3)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (情報処理関連施設)

香川県知事 殿

年 月 日

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
2 情報処理関連施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, 端末機器を有する座席数.

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合には、業務を廃止する情報処理関連施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に供される端末機器を備えた座席数の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額
土地 円 (m^2, 年 月 日取得)
家屋 円
償却資産 円

5 賃借料 (年間)
事務所 円
機器 (5年以上のリースに限る。) 円

6 従業員数
新規常用雇用の数 人
新規短時間労働者の数 人

7 設置計画
(1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
(2) 完成予定年月日 年 月 日
(3) 業務開始予定年月日 年 月 日

8 添付図書目録

(その4)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(物流拠点施設)

香川県知事 殿 年 月 日

申請者 所在地 名称 代表者の氏名 (担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
2 物流拠点施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, 物流業務施設の面積.

(注意) 申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円 (土地 円, 家屋 円, 償却資産 円, 年 月 日取得)

5 従業員数 新規常用雇用の数 人

6 設置計画 (1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日 (2) 完成予定年月日 年 月 日 (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 過去の助成金交付の有無 有 無 (1) 交付決定年月日 (2) 物流拠点施設の名称 (3) 物流拠点施設の所在地

8 添付図書の日録

(その4)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(物流拠点施設)

香川県知事 殿 年 月 日

申請者 所在地 名称 代表者の氏名 (担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
2 物流拠点施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, 物流業務施設の面積.

(注意) 申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円 (土地 円, 家屋 円, 償却資産 円, 年 月 日取得)

5 従業員数 新規常用雇用の数 人

6 設置計画 (1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日 (2) 完成予定年月日 年 月 日 (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書の日録

(その5)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(地方拠点強化施設)

香川県知事

殿

年月日

申請者
所在地
名称
代表者の氏名

㊟

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次とおり申請します。

- 1 地方拠点強化施設の名称
2 地方拠点強化施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, and 本社機能業務の用に直接供される部分の面積.

(注意) 申請者が所有する県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する地方拠点強化施設の敷地面積、建築面積及び本社機能業務の用に直接供される部分の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円
5 事務所等賃借料(年間) 円
6 事務所等改装費 円
7 従業員数
8 設置計画
(1) 着手(契約) 予定年月日
(2) 完成予定年月日
(3) 業務開始予定年月日

- 9 過去の助成金交付の有無
(1) 交付決定年月日
(2) 地方拠点強化施設の名称
(3) 地方拠点強化施設の所在地

10 添付図書目録

(その5)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(地方拠点強化施設)

香川県知事

殿

年月日

申請者
所在地
名称
代表者の氏名

㊟

(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次とおり申請します。

- 1 地方拠点強化施設の名称
2 地方拠点強化施設の所在地
3 施設計画

Table with 4 columns: 区分, 既存施設, 新たに設置する施設, 計. Rows include 敷地面積, 建築面積, and 本社機能業務の用に直接供される部分の面積.

(注意) 申請者が所有する県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する地方拠点強化施設の敷地面積、建築面積及び本社機能業務の用に直接供される部分の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円
5 事務所等賃借料(年間) 円
6 事務所等改装費 円
7 従業員数
8 設置計画
(1) 着手(契約) 予定年月日
(2) 完成予定年月日
(3) 業務開始予定年月日

9 添付図書目録

(その6)・(その7) 略

(その6)・(その7) 略

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行う企業について適用し、同日前に同項の規定による申請を行った企業に対する指定及び助成金の額の算定については、なお従前の例による。